

県発注工事における中間前金払の拡大について

この度、県では、建設工事における受注者への円滑な工事代金の支払を促進するため、下記のとおり中間前金払制度の対象を拡大することとしたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

中間前金払制度の対象工事について、「1,000万円以上、かつ、工期が150日超の工事」を「100万円以上の工事」に改めます。

平成25年4月1日以降に公告又は指名通知するものから適用します。

2 中間前金払とは

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、発注者と受注者双方における事務の省力化と簡素化を図ることを目的としており、建設工事において、前金払（請負代金額の4割以内）の支払後、2割以内を追加して支払うものです。

3 中間前金払の要件

次の全ての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の選択の手続き

落札決定後に、中間前金払か部分払のいずれかを選択し届出書を提出する必要があります。なお、支払方法の選択については、その後変更できません。